

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成22年10月

栃木県人事委員会



人委第112号

平成22年10月15日

栃木県議会議長 野田尚吾様

栃木県知事 福田富一様

栃木県人事委員会

委員長 平間幸男

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

目 次

別紙第1 報告

1	給与勧告制度の基本的な考え方	1
2	職員給与の状況	2
3	民間給与の状況	3
4	職員給与と民間給与との比較	5
5	物価及び生計費	7
6	国及び他の都道府県との比較	7
7	人事院勧告等の概要	7
8	むすび	8
	【職員の給与】	8
	【公務運営に関する課題】	15
	【給与勧告実施の要請】	19

別紙第2	勧告	20
------	----	----

別紙第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）及び栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与等の実態を把握するとともに、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、県内民間事業所における従業員の給与等、職員の給与決定のための必要な諸条件並びに職員の勤務条件等について調査研究を行ってきたところであり、その概要を次のとおり報告する。

1 給与勧告制度の基本的な考え方

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置であり、民間企業における労使交渉等に代わるものとして、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものである。また、職員の給与は、地方公務員法の規定により、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、県内民間事業所における従業員の給与等の事情を考慮して定めなければならないものとされている。

本委員会は、社会経済情勢全般の動向などを踏まえながら、職員に対して適正な給与が確保されるよう、公民の給与を精確に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させること（民間準拠）を基本に給与勧告を行ってきている。

民間給与との比較方法については、単純な給与の平均値によるのではなく、公務と民間の同職種のものについて、主な給与決定要素である役職段階、年齢などを同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方

式)を行っている。

本委員会が民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員の給与は、民間企業と異なり、市場原理による決定が困難であること、職員も勤労者であり、適正な給与の確保が必要であることなどから、労使交渉等によってその時々々の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的であり、職員の理解と納得とともに広く県民の理解を得られる方法であると考えられるからである。

このような給与勧告が実施され、適正な処遇を確保することは、労使関係の安定に資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤であると考えられる。

2 職員給与の状況

本委員会が本年4月1日時点で在職する職員について実施した「平成22年職員給与実態調査」の結果によると、職員数は24,208人であって、その従事する職務の種類に応じ、それぞれ行政職、事務職、研究職、医療職、技術職、公安職及び教育職の7種11給料表の適用を受けている。

また、職員の給与については、職員の給与の特例に関する条例（平成21年栃木県条例第54号。以下「特例条例」という。）により、給料の5%が減額して支給されている。

これらの職員のうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表及び事務職給料表の適用者（本年4月1日付け新規学卒の採用者を除く。以下「行政職員」という。）は5,459人であって、その平均年齢は44.2歳、平均経験年数は22.6年、男女別構成は男70.1%、女29.9%、学歴別構成は大学卒65.6%、短大卒10.3%、高校卒24.0%、中学卒0.1%となっており、特例条例による減額措置がないものとした場合の本年4月におけるその平均給与月額（所定外給与である超過勤務手当等及び実費弁償的な性格の強い通勤手当等を除く給料、扶養手当、給料の特別調整額、地域

手当、住居手当等の給与（比較給与）の平均月額）は389,819円となっている。

また、教員、警察官等を含めた職員全体の平均年齢は43.2歳、平均経験年数は21.1年、男女別構成は男58.8%、女41.2%、学歴別構成は大学卒78.2%、短大卒10.1%、高校卒11.7%、中学卒0.0%となっており、本年4月におけるその平均給与月額は401,170円となっている。

なお、特例条例による減額措置適用後の本年4月における行政職員の平均給与月額は371,972円、職員全体の平均給与月額は383,106円となっている。

（参考資料第1表・第3表）

3 民間給与の状況

本委員会は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所799（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した170の事業所を対象に、「平成22年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査では、公務の行政職員と類似すると認められる事務・技術関係22職種の約5千人及び研究員、医師等56職種の約1千人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた所定内給与及び所定外給与の月額等を実地に詳細に調査した。また、各民間企業における給与改定の状況や、雇用調整の実施状況等についても調査した。

職種別民間給与実態調査の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、87.6%（企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所を除くと88.7%）と極めて高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

その主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 本年の給与改定の状況

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で18.9%（昨年27.9%）、高校卒で11.9%（同19.9%）となっている。そのうち、大学卒で86.5%（同89.1%）、高校卒で100.0%（同87.6%）の事業所で初任給は据置きとなっており、昨年大幅に増加した初任給据置きの事業所の割合が昨年に比べて、大学卒で若干減少したものの、高校卒では更に増加し全事業所となっている。

（参考資料第12表）

イ 給与改定の状況

民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は11.7%（昨年14.8%）となっており、昨年に比べて減少している。他方、ベースダウンを実施した事業所の割合も0.5%（同2.2%）と減少している。

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は75.4%となっており、昨年（73.4%）に比べて若干増加している。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合が20.2%と昨年（14.9%）に比べて増加しているのに対し、減額となっている事業所の割合は7.1%と昨年（19.5%）に比べて減少している。

（参考資料第14表・第15表）

(2) 雇用調整の実施状況等

民間事業所における雇用調整の実施状況をみると、本年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は46.1%となっており、景気の急速な悪化に伴い雇用調整を実施した事業所が大幅に増加した昨年（61.3%）と比べると減少しているものの、依然として高い水準となっている。民間事業所における雇用調整の措置内容を多い順にみると、採用の停止・抑

制（26.6%）、残業の規制（21.6%）、賃金カット（14.9%）となっている。

（参考資料第17表）

（3）住宅手当の支給状況

民間事業所における住宅手当の支給状況をみると、住宅手当を支給している事業所の割合は47.8%となっており、約半数の事業所で支給されている。また、借家・借間居住者に住宅手当を支給する事業所の割合は47.8%、自宅居住者に住宅手当を支給する事業所の割合は33.9%となっている。

（参考資料第23表）

4 職員給与と民間給与との比較

（1）月例給

本委員会は、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては一般の行政事務を行っている行政職員、民間においては行政職員と類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の者について、給与決定要素を同じくする者同士の4月分の給与額（職員にあっては比較給与の月額、民間にあっては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、特例条例による減額措置がないものとした場合の職員給与は389,819円で、職員給与が民間給与を1,104円（0.28%）上回っていた。

なお、特例条例による減額措置適用後の職員給与は371,972円で、職員給与が民間給与を16,743円（4.50%）下回っていた。

職員給与と民間給与との較差

民間給与 ①	職員給与 ②		較 差 $\left[\frac{\text{①}-\text{②}}{\text{②}} \times 100 \right]$
388,715円	減額措置前	389,819円	△1,104円 (△0.28%)
	減額措置後	371,972円	16,743円 (4.50%)

- (注) 1 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
 2 上段は、特例条例による減額措置がないものとした場合の職員給与に基づき算出した較差であり、下段は、特例条例による減額措置適用後の職員給与に基づき算出した較差である。

(2) 特別給（ボーナス）

本委員会は、職種別民間給与実態調査により民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の支給額は、下半期（昨年8月から本年1月まで）においては前年に比べ大幅に減少（対前年同期比0.25月分減）し、上半期（本年2月から7月まで）においてはわずかに増加（対前年同期比0.03月分増）した結果、年間で所定内給与月額額の3.95月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.15月）が民間事業所の特別給を0.2月分上回っていた。

(参考資料第24表)

5 物価及び生計費

(1) 物価指数

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国で1.2%減、宇都宮市で1.6%減となっている。

（参考資料第27表）

(2) 標準生計費

本委員会が「全国消費実態調査」（総務省）を基礎に算定した本年4月における宇都宮市の1人世帯の標準生計費は131,855円、「家計調査」（総務省）を基礎に算定した同月における宇都宮市の2人世帯から4人世帯までの標準生計費はそれぞれ207,263円、224,744円及び242,232円となっている。

（参考資料第28表）

6 国及び他の都道府県との比較

「平成21年地方公務員給与実態調査」（総務省）によると、昨年4月1日現在における国家公務員の行政職俸給表(一)適用者とこれに相当する本県職員との俸給（給料）を、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により国家公務員を100として比較した本県のラスパイレス指数は、101.4となっている。また、各都道府県のラスパイレス指数の状況は、参考資料第29表のとおりである。

昨年の人事院勧告において廃止された自宅に係る住居手当の各都道府県における廃止状況をみると、廃止が15団体、未廃止が32団体となっている。

（参考資料第29表・第30表）

7 人事院勧告等の概要

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対し、国家公務員の一般職の職員の給与等について報告及び勧告を行い、公務員人事管理について報告

を行うとともに、併せて、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行った。その概要は、参考資料6「人事院勧告等の概要」のとおりである。

本年は、官民の給与較差を考慮して、昨年を引き続き、月例給の引下げ改定を行うとともに、期末手当・勤勉手当の支給月数についても、民間の支給割合に見合うよう、0.2月分引き下げることとしている。

8 むすび

以上に報告した諸情勢を踏まえ、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等について総合的に検討した結果、次のとおり、本委員会としての意見を表明する。

【職員の給与】

(1) 本年の給与の改定

前記のとおり、本年4月時点で、特例条例による減額措置がないものとした場合の職員の月例給与は民間給与を1,104円（0.28%）上回っていることが判明した。また、特例条例による減額措置適用後の職員の月例給与は、民間給与を16,743円（4.50%）下回っていることも判明した。しかしながら、職員の給与については、本来支給されるべき適正な給与水準を示すという給与勧告の趣旨から、民間給与と比較する職員給与については、これまで同様、特例条例による減額措置がない場合に支給されることとなる給与を基礎とするものとする。

本委員会は、このような職員給与と民間給与との較差、民間における給与改定等の状況、物価及び生計費の状況、さらに国及び他の地方公共団体の職員の給与等地方公務員法に定める給与決定の諸条件を総合的に勘案した結果、職員の給与等について、次のとおり所要の改定を行うことが適当であると判断した。

ア 給料表

(ア) 行政職給料表

行政職給料表については、本年の公民較差の大きさ等を考慮し、人事院勧告に準じて、中高年齢層を対象として、平均0.1%の引下げ改定を行うこととする。

なお、再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行うこととする。

(イ) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に、給料月額の引下げ改定を行うものとする。ただし、医療職給料表(1)については、県の医療施設等に勤務する医師の適切な給与水準を確保する観点から、人事院勧告に準じて引下げ改定は行わないこととする。また、任期付研究員給料表（若手育成型）についても、若手研究者を対象とした給料表であることから、人事院勧告に準じて引下げ改定は行わないこととする。特定業務任期付職員給料表についても、その水準が一般職員を大きく下回っている（行政職給料表では、最大で52,900円（9級）下回っている。）ことから、引下げ改定は行わないこととする。

イ 50歳台後半層の職員の給与抑制措置

55歳を超える職員（行政職給料表5級及びこれに相当する職務の級以下の職員、医療職給料表(1)適用職員、再任用職員、特定任期付職員、特定業務任期付職員並びに任期付研究員を除く。）に対する給料月額の支給に当たっては、人事院勧告に準じ、当分の間、その者が55歳に達した年度の翌年度から、当該職員の給料月額に一定率を乗じて得た額を当該給料月額から減ずることとする。その率は、本年の公民較差を考慮して、100分の1とすることとする。ただし、これによる支給する給料月額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の給料

月額に達しない場合にあつては、当該最低の号給の給料月額まで減ずることとする。

この措置の適用を受ける職員に支給する地域手当、期末手当、勤勉手当、へき地手当、休職者の給与等について、給料月額の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。また、給料の特別調整額についても、同様とする。

ウ 経過措置額の取扱い

給料月額について、アの改定及びイの措置が行われることを踏まえ、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年栃木県条例第10号）附則第7条及び栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年栃木県条例第18号）附則第6条の規定による給料（経過措置額）についても、医療職給料表(1)適用職員、特定業務任期付職員及び任期付研究員（若手育成型）を除き、引き下げることとする。引下げ後の経過措置額の算定基礎となる額は、人事院勧告に準じて、平成18年3月31日において受けていた給料月額に、その者に係る昨年の経過措置額の引下げ率及び本年の行政職給料表の最大の号給別改定率（△0.17%）を考慮して定めた率を乗じて得た額とする。さらに、イの措置の対象職員にあつては、これにより算定される経過措置額から、当該経過措置額にイの措置の割合（100分の1）を乗じて得た額に相当する額を減じた額をその者の経過措置額とする。

エ 給料月額等の改定に伴う所要原資

アからウまでの措置により、行政職員に係る給料月額及び経過措置額の合計額（本年4月現在、平均356,938円）は、平均1,007円（0.28%）の減となり、給料の特別調整額の支給月額（本年4月現在、平均6,875円）は、平均53円（0.77%）の減となるほか、地域手当等の諸手当の額が減少することにより、平均で27円の減となる。

オ 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.2月分引き下げ、3.95月分とすることとする。本年度については、12月期における期末手当・勤勉手当から差し引くこととし、平成23年度以降については、人事院勧告における取扱い及び民間の特別給の支給状況等を参考に、6月期及び12月期における期末手当・勤勉手当の支給月数を定めることとする。

また、再任用職員の期末手当・勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様とする。

カ 自宅に係る住居手当

自宅に係る住居手当については、昨年的人事院勧告においてその廃止が勧告されたことから、本県においては、今後の民間及び他の都道府県の動向等を注視し、本県の実情等を踏まえ、その見直しについて検討することとしていたところである。

本年の職種別民間給与実態調査の結果によれば、民間で自宅居住者に住宅手当を支給する事業所が3割程度にとどまること、また、国においては、昨年から自宅に係る住居手当を廃止したこと、他の都道府県においては、既に15団体が廃止をしており、今後、更にその増加が見込まれることなどから、本県においても、自宅に係る住居手当を本年度限りで廃止することとする。

なお、自宅に係る住居手当の廃止に当たっては、本県の実情等を考慮し、所要の経過措置を講ずることについて検討する必要がある。

キ 超過勤務手当

超過勤務手当については、労働基準法（昭和22年法律第49号）の改正を踏まえ、本年4月1日より、月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を引き上げたところであるが、日曜日又はこれ

に相当する日の勤務の取扱いについては、人事院が民間企業の実態を踏まえて必要な見直しを行うこととしたため、本県においても、人事院勧告に準じた取扱いとしたところである。本年調査によれば、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を引き上げた企業のうち、法定休日の労働時間を月60時間の積算の基礎に含めるとしている事業所の従業員の割合は、71.5%となっている。このような民間実態を踏まえ、人事院勧告に準じて、月60時間の超過勤務の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることとし、平成23年度から実施する。

ク 改定の実施時期等

本年の民間給与との較差に基づく給与改定は、職員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため、この改定を実施するための条例の規定は、職員と民間の給与を年間で均衡させるための所要の調整措置を人事院勧告に準じて講ずることとした上で、遡及することなく施行日からの適用とする。なお、減額改定に伴う日割計算などの事務の複雑化を避けるため、この改定は、公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

職員と民間の給与は4月時点で比較し均衡を図ることとしており、遡及改定を行わない場合であっても、4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を解消し、年間給与で職員と民間の均衡を図る観点からの所要の調整を行うことが情勢適応の原則にもかなうものである。

この年間調整については、施行後速やかに行われる必要があるが、月例給は月々の生活に充てられるものであることからすれば、特別給としての期末手当で行うことがより適切と考えられる。そこで、本年12月期の期末手当の額において、本年4月からこの改定の実施の日の前日までの間の較差相当分について制度的に調整するよう所要の措置

を講ずることとする。この場合において、若年層等の引下げ改定を行わない給料月額を受ける職員（経過措置額を受ける職員を除く。）については較差相当分に係る調整を行うことは適当ではないため、本年の調整は、昨年と同様の考え方にに基づき、民間給与との比較に基づいて算出される較差率（本年の場合、 $\Delta 0.28\%$ ）に代えて、引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員によって行政職員全体の民間給与との較差の総額を負担することとして求められる率（調整率）によって行うことが適当である。

具体的な調整方法としては、人事院勧告に準じて、引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員について、本年4月に受けた民間給与との比較の基礎となる給与種目の給与額の合計額に調整率（ $\Delta 0.35\%$ ）を乗じて得た額に、本年4月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、本年6月に支給された特別給の額に当該調整率を乗じて得た額を合算した額を基にして調整することとする。また、行政職給料表以外の給料表についても、引下げ改定が行われない医療職給料表(1)、特定業務任期付職員給料表及び任期付研究員給料表（若手育成型）を除き、行政職給料表と同様の調整を行うこととする。

(2) 給与構造改革の進捗状況等

ア 給与構造改革の進捗状況

本委員会は、平成17年の勧告時の報告において、年功的な給料構造の見直し、勤務実績に応じた給与制度等を柱とする給与制度全般にわたる給与構造改革の全体像を示し、これに従って平成18年度から平成22年度までの5年間で段階的に実施してきた。本年度は、段階的実施のため低く設定されていた地域手当の支給割合が本来の支給割合となったところである。

なお、勤務実績の給与への反映についても、平成17年度から試行さ

れている「人事評価システム」の成果を活用しながら、一層積極的な取組を進めることが必要である。

イ 昇給抑制の回復措置の実施

現在取り組まれている給与構造改革では、国に準じて、給料表水準の平均約4.8%（最大7%）の引下げを行う一方、個々の職員の給料引下げは、経過措置を設けて段階的に行うこととし、平成18年度から平成21年度までの間は、昇給幅を1号給抑制してきたところである。本年の人事院勧告において、平成23年4月にかけて経過措置が段階的に解消されることに伴って生ずる制度改正原資については、民間よりも給与水準が下回っている傾向のみられる若年・中堅層を中心に、これまで抑制されてきた昇給の回復に充てることとされたことから、本県においても、人事院勧告に準じた措置を講ずることとする。具体的には、平成23年4月1日において、47歳に満たない職員のうち、平成21年4月1日に昇給抑制を受けた者（復職時調整等において昇給抑制を受けた者を含む。）の平成23年4月1日における昇給後の号給を1号給上位に調整することとする。

(3) 教員給与の見直し

国においては、これまで、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和49年法律第2号）に基づく教員給与の優遇措置の縮減及びメリハリをつけた教員給与体系の構築のため、教員給与全般にわたる見直しを進めてきたところである。

本県においても、国における検討結果等を踏まえ、教育職給料表について、昨年4月から、学校教育法（昭和22年法律第26号）の改正を受けて新たに設置された主幹教諭に係る職務及び職責に応じた新たな級を設置するとともに、平成20年度以降、義務教育等教員特別手当の縮減及び

教員特殊業務手当の増額を行うなど、教員給与の見直しに取り組んできたところである。

今後も、国及び他の都道府県の動向等に留意し、本県の実情等を踏まえ、教員給与の見直しに取り組んでいく必要がある。

【公務運営に関する課題】

(1) 公務員倫理の徹底

職員は、県民の負託にこたえるべく、強い使命感の下に日々の職務に取り組んでいるところである。

しかしながら、一部の職員による公務員全体に対する県民の信頼を失わせるような不祥事が生じており、遺憾である。

任命権者は、一層の綱紀粛正を図り、不祥事の再発防止に努めることが重要である。また、職員一人一人が、全体の奉仕者であることを自覚し、高い倫理観を持って行動することが必要である。

(2) 勤務環境の整備

職員が、能力を最大限発揮し、公務員としての責務を果たしていくためには、個々の職員が心身ともに充実した状態で職務に取り組むことのできる良好な勤務環境の整備が重要である。このため、以下の点について留意する必要がある。

ア 仕事と生活の両立支援

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び職員の育児休業に関する条例（平成4年栃木県条例第2号）等の改正に伴い、本年6月30日から配偶者の就業状況等にかかわらず、職員は育児休業等を行うことが可能になったほか、産後8週間以内に育児休業をした男性職員は、特別な事情がなくても、再度の育児休業を行うことができることとされた。

このほか、子の看護休暇の拡充や日常生活を営むのに支障がある家

族を介護するために1年度内に5日まで休暇を取得できる制度の新設など、育児及び介護を行う職員を支援する制度の充実が図られたところである。

また、制度の整備と並んで、平成17年度から「栃木県庁子育て応援行動計画」に基づき、仕事と子育ての両立を支援する様々な取組が進められてきたが、男性職員の育児休業の取得率が低いなどの課題も見られる。こうした成果と課題を踏まえ、新たに、平成22年4月1日からの5年間を計画期間とした「栃木県庁子育て応援行動計画（第2期）」が策定された。今後は、同計画の着実な遂行が求められる。

イ 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、職員の健康保持及び公務能率の維持の観点から重要である。

任命権者においては、これまで、目安時間制度による時間外勤務の適正化、リフレッシュ運動として、定時退庁日の徹底や年次休暇の取得促進を図るなど、総実勤務時間の短縮について様々な取組が行われているところである。また、業務の量的軽減・質的改善を進め、総実勤務時間の短縮を図る取組が行われている。

こうした取組もあり、年間の総実勤務時間は減少傾向にある。今後も、管理監督者においては職員の時間外勤務の管理や業務の簡素化など、職員においては効率的な業務の執行など、職場が一体となって一層の総実勤務時間の短縮を図ることが重要である。

また、本年4月から職員の勤務時間が短縮されたほか、月60時間を超えた場合の時間外勤務について超過勤務手当の割増率が引き上げられ、併せて、引上げ分の手当の支給に代えて勤務を要しない時間を指定できる超勤代休時間制度が導入された。制度の適正な運用はもとより、長時間の時間外勤務の抑制に努め、職員の健康にも留意することが重要である。

ウ メンタルヘルス対策

職員が健康であることは公務を遂行する上での前提であり、特に心の健康は、職員自身ばかりでなく、円滑な行政運営の観点からも、極めて重要である。

任命権者においては、これまでも、メンタルヘルスに関する研修や情報提供、心の健康相談、復職に関する相談支援等の各種施策を体系的に実施しているが、依然として、数多くの職員が心の病により長期の傷病休暇・休職をしており、職員の心の健康管理について、一層の取組が必要である。

メンタルヘルス対策では、心の健康を害してしまった職員に対する適切なケアとともに、心の不調の予防や早期発見が大変重要である。

管理監督者及び職員がそれぞれの立場で、メンタルヘルスについての理解を深めるとともに、心の不調の予防や早期発見に努め、適切に対処することが重要である。

(3) 人材の育成・活用

ア 人事評価制度の整備

限られた行財政資源のもとで、複雑・多様化する住民のニーズに適切に対応していくためには、組織としての力を最大限に高めていく必要がある。このためには、個々の職員の能力を的確に把握するとともに、その能力を十分に開発・活用できる人事管理が求められる。

任命権者においては、職員の能力開発・人材育成を目的とした人事評価システムの試行を継続しているが、評価結果の任用管理や給与への活用に向けて、今後とも、公正かつ客観的な評価に基づく納得性・説得性の高いシステムの整備に努めていく必要がある。

イ 女性職員の職域の拡大・登用の推進

女性職員の比率は、男女雇用機会均等法施行以降、漸増傾向にあり、職域の拡大が進むとともに昇任者数も増加し、県行政の各分野で重要

な位置を占めつつある。このことは、男女共同参画社会の実現の観点
はもとより、多様化する県民のニーズに対応した政策立案の観点から
も望ましいことである。

任命権者においては、今後とも女性職員の能力開発や計画的な人材
育成を進めるとともに、各分野において有為な人材の積極的な登用に
努めていくことが重要である。

ウ 有為な人材の確保への取組

複雑・多様化する行財政課題に的確に対応していくためには、高い
資質を有し使命感と責任感にあふれた人材を確保することが重要であ
る。

本県においては、これまでも採用試験説明会、大学別ガイダンス、
インターンシップ等を通して県職員の仕事の魅力等を発信し受験者の
確保に努めてきたが、今後は、関係機関間の連携を強化し、募集活動
の一層の充実を図る必要がある。

また、国における採用試験の見直し及び他の地方公共団体の動向等
に留意しながら、本県の採用試験のあり方について研究・検討を進め
ていくこととする。

(4) 高齢期の雇用問題への対応

公的年金の支給開始年齢が60歳から65歳へ段階的に引き上げられるこ
とに伴い、高齢期を迎える職員の雇用確保とその能力活用が課題となっ
ている。

国家公務員の65歳定年制については、本年の人事院の報告において、
「定年延長に向けた制度見直しの骨格」として、平成25年度からの段階
的な定年の引上げ、役職定年制や定年前の短時間勤務制の導入、定年延
長に伴う給与制度の見直し等が示された。人事院は、更に検討を進め、
本年中を目途に立法措置のための意見の申出を行うこととしている。

県においては、国の動向を注視するとともに、職員の士気、組織活力

の確保に配慮しながら人事制度の見直し等対応を検討していく必要がある。

また、現行の再任用制度についても、高齢期の雇用確保と人材活用の観点から、さらに積極的に進めていく必要がある。

【給与勧告実施の要請】

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な処遇の確保を目的とするものであり、県民の理解と支持を得ながら職員給与の決定方法として定着し、行政運営の安定に寄与してきたものである。

県議会及び県知事におかれては、人事委員会勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

今日の社会経済環境の変化を反映して、行政需要も複雑、多岐にわたるものとなっている中、限られた財源や人的資源を最大限に活用し、これまで以上に効果的、効率的な行政執行に努めていくことが求められている。

このような状況の下、県行政が県民の期待にこたえ、円滑な行政運営を推進していくためには、職員が高い志を持って、職務に精励することが必要であり、これまで以上に職員の士気の高揚を図ることが重要であると考える。

なお、現在実施されている特例条例による給与の減額措置は、県財政が極めて厳しい状況の下で、財政健全化に向けた取組の一つとして特例的に実施されたものであり、やむを得ないものとするが、本委員会としては、諸情勢が整い次第、給与勧告制度に基づく本来の職員の給与水準が確保されることを望むものである。

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、次のとおり、職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）、栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第3号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第4号）、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年栃木県条例第10号）及び栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年栃木県条例第18号）を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例及び栃木県公立学校職員給与条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表（医療職給料表(1)を除く。）を別記第1のとおり改正すること。

(2) 55歳を超える職員の給料月額減額支給等について

ア 当分の間、55歳を超える職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以下であるもの、医療職給料表(1)の適用を受ける職員、再任用職員、特定任期付職員、特定業務任期付職員、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員を除く。）に対する給料月額の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の給料月額から、当該給料月額に100分の1を乗じて得た額に相当する額（その額を当該給料月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該給料月額を当該職員の給料月額から減じた額）を減ずること。

イ アの適用を受ける職員に対する地域手当の支給に当たっては、その者の地域手当の支給月額から、アにより減ずる額に相当する額に地域手当の支給割合を乗じて得た額を減ずること。へき地手当の支給に当たっても、同様とすること。

ウ アの適用を受ける職員に係る勤務1時間当たりの給与額の算出並びに当該職員に対する期末手当、勤勉手当及び休職者の給与の支給に当たっては、ア及びイに準ずること。

給料表	職務の級
行政職給料表	5 級
公安職給料表	6 級
研究職給料表	4 級
医療職給料表(2)	5 級
医療職給料表(3)	5 級
教育職給料表(1)	3 級
教育職給料表(2)	3 級

(3) 平成23年4月1日における号給の調整について

平成23年4月1日において47歳に満たない職員（職務の級における最高の号給を受ける職員、特定任期付職員、特定業務任期付職員、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員を除く。）のうち、平成21年4月1日に昇給した職員その他これに準ずる職員として人事委員会規則で定めるものの平成23年4月1日における昇給後の号給を1号給上位の号給とすること。

(4) 諸手当

ア 住居手当について

自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当は、廃止すること。

イ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 平成22年12月期以降の支給割合

a b以外の職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.35月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.65月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.8月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.3月分とすること。

b 特定幹部職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.15月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.85月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.7月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.4月分とすること。

(イ) 平成23年6月期以降の支給割合

a b以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分及び1.375月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.675月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.325月分とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分及び1.175月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.875月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.425月分とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の特定任期付職員給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成22年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.5月分とすること。

イ 平成23年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.4月分及び1.55月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の第1号任期付研究員に適用される給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成22年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.5月分とすること。

イ 平成23年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.4月分及び1.55月分とすること。

4 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年栃木県条例第10号）及び栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年栃木県条例第18号）の改正

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の給料月額が、同日において受けていた給料月額（この改定の実施の

日において次に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額(1の(2)の適用を受ける職員にあつては、当該額から当該額に1の(2)のイに定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額)を給料として支給すること。

(1) 平成21年12月1日において現行の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年栃木県条例第10号。5の(2)のイの(ア)において「平成18年改正職員給与条例」という。)附則第7条第1項又は栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成18年栃木県条例第18号。5の(2)のイの(ア)において「平成18年改正学校職員給与条例」という。)附則第6条第1項に規定する職員であつた者((2)において「平成21年度減額改定対象職員」という。) 100分の99.59

(2) 平成21年度減額改定対象職員以外の職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員、特定業務任期付職員及び第2号任期付研究員を除く。) 100分の99.83

5 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施すること。ただし、1の(3)並びに(4)のイ及びイの(イ)、2の(2)のイ並びに3の(2)のイについては、平成23年4月1日から実施すること。

(2) 平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置

ア 平成22年12月に支給する期末手当の額は、当該期末手当の1の(4)のイの(ア)、2の(2)のイ又は3の(2)のイによる改定後の額(以下

「基準額」という。) から、(ア)及び(イ)に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とすること。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しないこととすること。

(ア) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの期間において職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(当該期間に1の(2)を適用したとするならば給料月額の変額を受けるとなる職員及び平成18年改正職員給与条例附則第7条又は平成18年改正学校職員給与条例附則第6条の規定による給料を支給される職員を除く。)、医療職給料表(1)の適用を受ける職員、特定業務任期付職員若しくは第2号任期付研究員からこれらの職員以外の職員(以下「調整対象職員」という。)となった者(同年4月1日に調整対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。)にあっては、その調整対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日)において調整対象職員が受けるべき給料、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)及び教職調整額の月額の合計額に100分の0.35を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、調整対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(イ) 平成22年6月1日において調整対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.35を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1 級	1号給から93号給まで
	2 級	1号給から64号給まで
	3 級	1号給から48号給まで
	4 級	1号給から32号給まで
	5 級	1号給から24号給まで
	6 級	1号給から16号給まで
	7 級	1号給から4号給まで
公安職給料表	1 級	1号給から92号給まで
	2 級	1号給から84号給まで
	3 級	1号給から72号給まで
	4 級	1号給から56号給まで
	5 級	1号給から32号給まで
	6 級	1号給から24号給まで
	7 級	1号給から16号給まで
	8 級	1号給から4号給まで
研究職給料表	1 級	1号給から96号給まで
	2 級	1号給から72号給まで
	3 級	1号給から40号給まで
	4 級	1号給から24号給まで
	5 級	1号給から4号給まで
	1 級	1号給から85号給まで
	2 級	1号給から72号給まで
	3 級	1号給から56号給まで

医療職給料表(2)	4 級	1号給から44号給まで
	5 級	1号給から28号給まで
	6 級	1号給から12号給まで
医療職給料表(3)	1 級	1号給から96号給まで
	2 級	1号給から80号給まで
	3 級	1号給から56号給まで
	4 級	1号給から44号給まで
	5 級	1号給から28号給まで
	6 級	1号給から8号給まで
教育職給料表(1)	1 級	1号給から92号給まで
	2 級	1号給から72号給まで
	特2級	1号給から48号給まで
	3 級	1号給から24号給まで
教育職給料表(2)	1 級	1号給から92号給まで
	2 級	1号給から84号給まで
	特2級	1号給から48号給まで
	3 級	1号給から40号給まで

イ 平成22年4月1日から同年12月1日までの間において人事委員会規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものについては、アの額の算定に関し所要の措置を講ずること。

(3) その他所要の措置

(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400

	41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400	540,300
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100	
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900	
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700	
	45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500	
	46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200		
	47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000		
	48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800		
	49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400		
	50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200		
	51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000		
	52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800		
	53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400		
	54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200		
	55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000		
	56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800		
	57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400		
	58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200		
	59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000		
	60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800		
再任用職員以外の職員	61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400		
	62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000			
	63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700			
	64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400			
	65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900			
	66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500			
	67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200			
	68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900			
	69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400			
	70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100			
	71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800			
	72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500			
	73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000			
	74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700			
	75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400			
	76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100			
	77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600			
	78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000				
	79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700				
	80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400				
	81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900				
	82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600				
	83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300				
	84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000				

	85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500				
	86	239,700	295,700	344,500	385,700					
	87	240,400	296,100	345,000	386,300					
	88	241,100	296,500	345,500	386,900					
	89	241,900	296,800	345,900	387,600					
	90	242,400	297,200	346,400	388,200					
	91	242,900	297,600	346,900	388,800					
	92	243,400	298,000	347,400	389,400					
	93	243,700	298,200	347,700	390,100					
	94		298,600	348,200						
	95		299,000	348,700						
	96		299,400	349,200						
	97		299,600	349,500						
	98		300,000	350,000						
	99		300,400	350,500						
	100		300,800	351,000						
	101		301,000	351,300						
	102		301,400	351,700						
	103		301,800	352,100						
	104		302,200	352,500						
	105		302,400	353,000						
	106		302,800	353,400						
	107		303,200	353,800						
	108		303,600	354,200						
	109		303,800	354,700						
	110		304,200	355,100						
	111		304,600	355,500						
	112		305,000	355,900						
	113		305,200	356,400						
	114		305,600							
	115		306,000							
	116		306,400							
	117		306,600							
	118		306,900							
	119		307,200							
	120		307,500							
	121		307,900							
	122		308,200							
	123		308,500							
	124		308,800							
	125		309,200							
再任職員		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300	449,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	393,800	435,500
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	395,800	437,400
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	397,800	439,200
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	399,700	441,100
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	401,600	442,800
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	403,600	444,600
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	405,700	446,400
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	407,800	448,200
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	409,700	449,800
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	411,800	451,600
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	413,900	453,400
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,000	455,200
	17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,100	418,100	456,800
	18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,100	420,000	458,600
	19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,200	421,900	460,400
	20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,200	423,800	462,200
	21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,100	425,600	463,800
	22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,200	427,300	465,600
	23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,300	429,000	467,300
	24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,400	430,700	469,100
	25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,400	400,200	432,300	470,700
	26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,500	402,300	433,900	472,200
	27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,600	404,400	435,500	473,700
	28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,700	406,500	437,100	475,200
	29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	380,800	408,400	438,400	476,600
	30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	382,900	410,300	440,100	477,400
	31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,000	412,200	441,800	478,100
	32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,100	414,100	443,500	478,900
	33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,600	389,000	416,100	445,000	479,500
	34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,700	391,100	417,700	446,700	480,300
	35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,700	393,200	419,400	448,400	481,100
	36	224,000	240,300	260,400	305,100	367,800	395,200	421,100	450,100	481,900
	37	225,600	241,800	261,700	307,100	369,800	397,100	422,700	451,600	482,500
	38	227,400	243,300	263,200	309,000	371,900	398,700	424,200	452,400	483,300
	39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,000	400,300	425,700	453,200	484,100
	40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,100	401,900	427,200	454,000	484,900
	41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,100	403,400	428,800	454,600	485,500
	42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,200	404,600	430,100	455,300	486,300
	43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,300	405,800	431,400	456,000	487,100
	44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,400	407,000	432,700	456,700	487,900
	45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,300	408,300	434,000	457,500	488,500
	46	239,900	254,900	275,700	324,200	388,100	409,500	434,800	458,200	
	47	241,200	256,300	277,400	326,100	389,900	410,700	435,600	458,900	
	48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,700	411,900	436,400	459,600	

再任職員以外職

49	243,600	259,100	280,900	329,800	393,500	413,200	437,100	460,300
50	245,000	260,600	282,600	331,400	394,700	414,000	437,900	461,000
51	246,500	262,100	284,300	333,100	395,900	414,800	438,700	461,700
52	248,000	263,600	286,000	334,800	397,000	415,600	439,500	462,400
53	249,200	264,900	287,700	336,500	398,300	416,300	440,100	463,100
54	250,700	266,500	289,500	338,300	399,500	417,000	440,800	463,800
55	252,100	268,200	291,300	340,100	400,700	417,700	441,500	464,500
56	253,600	269,800	293,100	341,900	401,900	418,300	442,200	465,200
57	254,900	271,200	294,700	343,300	403,200	419,100	442,900	465,900
58	256,200	272,900	296,500	345,000	404,000	419,600	443,600	466,500
59	257,500	274,600	298,300	346,700	404,800	420,200	444,300	467,200
60	258,800	276,300	300,100	348,400	405,600	420,800	445,000	467,900
61	260,100	277,900	301,700	350,100	406,300	421,400	445,700	468,600
62	261,500	279,500	303,500	351,800	407,000	422,000	446,300	
63	262,900	281,100	305,300	353,500	407,700	422,600	446,900	
64	264,300	282,700	307,100	355,200	408,400	423,200	447,500	
65	265,700	284,300	308,700	356,900	408,900	423,800	448,200	
66	267,000	285,800	310,400	358,500	409,600	424,400	448,800	
67	268,400	287,300	312,100	360,100	410,300	425,000	449,400	
68	269,800	288,800	313,800	361,700	411,000	425,600	450,000	
69	271,000	290,400	315,400	363,200	411,500	426,200	450,700	
70	272,400	292,000	316,900	364,700	412,100	426,800	451,300	
71	273,800	293,600	318,400	366,100	412,700	427,400	451,900	
72	275,200	295,200	319,900	367,600	413,300	428,000	452,500	
73	276,700	296,600	321,000	369,100	413,900	428,600	453,200	
74	278,100	298,100	322,700	370,600	414,500	429,200	453,800	
75	279,500	299,600	324,400	372,100	415,100	429,800	454,400	
76	280,900	301,100	326,100	373,500	415,700	430,400	455,000	
77	282,100	302,400	327,900	374,900	416,300	430,900	455,700	
78	283,300	303,900	329,600	376,100	416,900	431,500		
79	284,500	305,400	331,200	377,300	417,500	432,100		
80	285,700	306,900	332,900	378,500	418,000	432,700		
81	287,000	308,400	334,600	379,800	418,600	433,300		
82	288,300	309,800	336,300	381,000	419,200	433,900		
83	289,600	311,200	338,000	382,200	419,800	434,500		
84	290,900	312,600	339,700	383,400	420,400	435,100		
85	292,300	313,800	341,400	384,700	420,900	435,700		
86	293,500	315,300	343,000	385,300	421,500			
87	294,700	316,800	344,600	385,900	422,100			
88	295,900	318,300	346,200	386,500	422,700			
89	297,100	319,800	347,700	387,200	423,300			
90	298,300	321,300	349,200	387,800	423,900			
91	299,500	322,800	350,700	388,400	424,500			
92	300,700	324,300	352,200	389,000	425,100			
93	301,500	325,600	353,700	389,500	425,700			
94	302,800	327,000	355,200	390,100				
95	304,100	328,400	356,700	390,700				
96	305,400	329,800	358,200	391,300				
97	306,500	331,200	359,600	391,800				
98	307,700	332,600	360,800	392,400				
99	308,900	334,000	361,900	393,000				
100	310,100	335,400	363,100	393,600				

101	311,300	336,900	364,400	394,100						
102	312,400	338,200	365,500	394,700						
103	313,500	339,500	366,700	395,300						
104	314,600	340,800	367,900	395,900						
105	315,600	342,000	369,200	396,400						
106	316,300	343,100	369,800	396,900						
107	317,000	344,200	370,400	397,400						
108	317,700	345,300	371,000	397,900						
109	318,400	346,500	371,700	398,200						
110	319,100	347,500	372,300	398,700						
111	319,800	348,500	372,900	399,200						
112	320,500	349,500	373,500	399,700						
113	321,300	350,600	374,000	400,100						
114	322,100	351,600	374,600	400,600						
115	322,900	352,600	375,200	401,100						
116	323,700	353,600	375,800	401,600						
117	324,300	354,700	376,300	402,000						
118	325,100	355,300	376,900	402,500						
119	325,900	355,900	377,500	403,000						
120	326,700	356,500	378,100	403,500						
121	327,400	357,000	378,500	403,900						
122	327,900	357,500	379,100	404,400						
123	328,400	358,000	379,700	404,900						
124	328,900	358,500	380,300	405,400						
125	329,200	359,000	380,800	405,800						
126		359,500	381,300							
127		360,000	381,800							
128		360,500	382,300							
129		361,000	382,600							
130		361,500	383,100							
131		361,900	383,600							
132		362,400	384,100							
133		362,900	384,400							
134		363,400	384,900							
135		363,900	385,300							
136		364,400	385,800							
137		364,700	386,100							
138		365,100	386,600							
139		365,600	387,100							
140		366,100	387,600							
141		366,400	387,900							
142		366,900								
143		367,400								
144		367,900								
145		368,200								
再任職員	240,000	251,900	256,200	292,400	309,800	324,500	348,700	384,600	417,400	

備考 この表は、警察官に適用する。

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	382,300
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	385,000
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	387,700
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	390,400
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	392,800
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	395,200
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	397,700
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	400,100
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	402,800
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	405,400
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	408,000
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	410,600
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	413,000
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	415,500
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	418,000
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	420,500
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	422,800
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	425,200
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	427,600
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	430,000
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	432,300
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	434,600
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	436,900
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	439,100
	25	176,900	245,100	336,500	380,700	441,300
	26	179,000	247,800	338,400	382,600	443,300
	27	181,100	250,500	340,300	384,500	445,300
	28	183,200	253,200	342,200	386,400	447,300
	29	185,200	256,000	344,200	388,300	449,300
	30	187,000	258,400	345,900	390,300	451,100
	31	188,800	260,800	347,600	392,300	452,900
	32	190,600	263,200	349,300	394,300	454,700
	33	192,400	265,200	350,800	396,100	456,500
	34	194,300	267,700	352,300	397,900	458,000
	35	196,200	270,100	353,800	399,500	459,500
	36	198,100	272,500	355,300	401,300	461,000
	37	199,800	274,700	356,700	403,000	462,500
	38	201,700	276,600	358,100	404,600	463,900
	39	203,600	278,500	359,500	406,200	465,300
	40	205,500	280,400	360,900	407,800	466,600

	41	207,500	282,100	361,900	409,400	467,800
	42	209,400	283,400	363,100	411,000	468,600
	43	211,300	284,700	364,400	412,600	469,400
	44	213,200	286,000	365,600	414,200	470,200
	45	215,100	287,000	366,900	415,800	471,000
	46	217,100	288,300	368,200	417,400	471,800
	47	219,100	289,600	369,500	419,000	472,600
	48	221,100	290,900	370,800	420,600	473,400
	49	222,900	292,300	371,900	422,000	474,200
	50	224,900	293,600	373,200	423,500	475,000
	51	226,900	294,900	374,500	425,000	475,800
	52	228,900	296,200	375,800	426,500	476,600
	53	230,700	297,400	376,900	428,000	477,400
	54	232,700	298,700	378,000	429,400	478,100
	55	234,700	300,000	379,100	430,800	478,900
	56	236,700	301,300	380,200	432,200	479,700
	57	238,400	302,400	381,100	433,400	480,500
	58	239,900	303,600	382,000	434,800	
	59	241,300	304,800	382,900	436,200	
再任職員以外職員	60	242,800	306,000	383,800	437,600	
	61	244,100	307,100	384,500	438,700	
	62	245,500	308,200	385,300	439,700	
	63	246,900	309,300	386,200	440,700	
	64	248,300	310,400	387,100	441,700	
	65	249,800	311,600	387,800	442,600	
	66	251,200	312,700	388,600	443,500	
	67	252,600	313,800	389,400	444,400	
	68	254,000	314,900	390,200	445,300	
	69	255,300	316,100	391,000	446,000	
	70	256,800	317,200	391,700	446,900	
	71	258,300	318,300	392,400	447,800	
	72	259,800	319,400	393,100	448,700	
	73	261,200	320,300	393,900	449,400	
	74	262,600	321,400	394,600		
	75	264,000	322,500	395,300		
	76	265,400	323,600	396,000		
	77	266,500	324,700	396,800		
	78	267,800	325,700	397,400		
	79	269,100	326,700	398,100		
	80	270,400	327,700	398,800		
	81	271,800	328,800	399,500		
	82	273,100	329,600	400,200		
	83	274,400	330,300	400,900		
	84	275,700	331,100	401,600		

	85	276,900	332,000	402,200		
	86	278,200	332,600	402,900		
	87	279,500	333,200	403,600		
	88	280,800	333,800	404,300		
	89	281,900	334,200	404,900		
	90	283,100	334,800			
	91	284,300	335,400			
	92	285,500	336,000			
	93	286,600	336,400			
	94	287,600	336,900			
	95	288,600	337,400			
	96	289,600	337,900			
	97	290,200	338,500			
	98	291,100	339,000			
	99	292,000	339,500			
	100	292,900	340,000			
	101	293,800	340,600			
	102	294,500	341,100			
	103	295,200	341,600			
	104	295,900	342,100			
	105	296,700	342,700			
	106	297,200	343,200			
	107	297,700	343,700			
	108	298,200	344,200			
	109	298,700	344,800			
	110	299,100	345,300			
	111	299,500	345,800			
	112	299,900	346,300			
	113	300,300	346,900			
	114	300,700	347,400			
	115	301,100	347,900			
	116	301,500	348,400			
	117	301,900	349,000			
	118	302,300	349,500			
	119	302,700	350,000			
	120	303,100	350,500			
	121	303,400	351,100			
再任用職員		216,300	262,000	288,000	331,400	381,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

医療職給料表

ロ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,600
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	399,000
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	401,400
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,900
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	406,200
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	408,400
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	410,600
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	412,800
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	414,900
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	417,000
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	419,100
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	421,200
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	423,100
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	424,700
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	426,300
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	427,900
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,700	429,500
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,600	430,800
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	382,500	432,100
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,400	433,400
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	386,200	434,800
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	388,000	436,100
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	389,800	437,400
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	391,600	438,600
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	393,200	440,000
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	394,500	441,300
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	395,800	442,600
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	397,100	443,900

	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	398,200	445,300
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	399,400	446,100
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	400,500	446,900
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	401,700	447,700
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,300	402,800	448,300
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,600	403,600	449,100
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,900	404,400	449,900
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,200	405,200	450,700
	45	207,500	248,600	286,800	318,500	365,400	405,800	451,300
	46	208,600	250,200	288,500	320,000	366,600	406,500	452,100
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	367,800	407,200	452,900
	48	210,800	253,400	291,900	323,100	369,000	407,900	453,700
	49	211,900	255,000	293,400	324,600	370,200	408,700	454,300
	50	212,900	256,400	295,000	325,900	371,200	409,400	455,100
	51	213,900	257,800	296,600	327,200	372,200	410,100	455,900
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	373,200	410,800	456,700
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	374,000	411,500	457,300
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	374,900	412,200	
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	375,800	412,900	
再任職員以外職員	56	218,600	264,700	304,100	332,800	376,700	413,600	
	57	219,500	265,800	305,500	333,600	377,500	414,200	
	58	220,400	267,100	306,800	334,600	378,300	414,900	
	59	221,300	268,400	308,100	335,600	379,100	415,600	
	60	222,200	269,700	309,500	336,600	379,900	416,300	
	61	223,200	270,800	310,800	337,400	380,500	416,800	
	62	224,200	272,100	312,100	338,100	381,200	417,400	
	63	225,200	273,400	313,400	338,800	381,900	418,100	
	64	226,300	274,700	314,700	339,500	382,600	418,800	
	65	227,000	275,900	316,100	340,200	383,200	419,300	
	66	227,900	277,000	316,900	340,900	383,900		
	67	228,800	278,100	317,700	341,600	384,600		
	68	229,700	279,200	318,500	342,300	385,300		
	69	230,400	280,300	319,400	343,000	385,800		
	70	231,100	281,400	320,200	343,600	386,400		
	71	231,800	282,500	321,000	344,200	387,000		
	72	232,500	283,600	321,800	344,800	387,600		
	73	233,300	284,500	322,600	345,300	388,300		
	74	234,100	285,200	323,200	345,900	388,900		
	75	234,900	285,900	323,800	346,500	389,500		
	76	235,700	286,700	324,400	347,100	390,100		

	77	236,300	287,500	325,100	347,600	390,800		
	78	236,900	288,100	325,600	348,100	391,400		
	79	237,500	288,700	326,100	348,600	392,000		
	80	238,100	289,300	326,600	349,100	392,600		
	81	238,600	290,000	327,200	349,500	393,300		
	82	239,000	290,500	327,700	349,900	393,900		
	83	239,400	291,000	328,200	350,300	394,500		
	84	239,800	291,500	328,700	350,700	395,100		
	85	240,300	291,900	329,300	351,200	395,800		
	86		292,200	329,700	351,600			
	87		292,500	330,000	352,000			
	88		292,800	330,400	352,400			
	89		293,200	330,900	352,900			
	90		293,500	331,300	353,300			
	91		293,800	331,700	353,700			
	92		294,100	332,100	354,100			
	93		294,500	332,600	354,600			
	94		294,800	332,900	355,000			
	95		295,100	333,300	355,400			
	96		295,400	333,700	355,800			
	97		295,800	333,900	356,300			
	98		296,100	334,300	356,700			
	99		296,400	334,700	357,100			
	100		296,700	335,100	357,500			
	101		297,100	335,300	358,000			
	102		297,400	335,700	358,400			
	103		297,700	336,100	358,800			
	104		298,000	336,500	359,200			
	105		298,300	336,700	359,700			
	106			337,100				
	107			337,500				
	108			337,900				
	109			338,100				
	110			338,500				
	111			338,900				
	112			339,300				
	113			339,500				
再任用職員		187,300	214,100	246,500	260,100	286,400	328,300	371,400

備考 この表は、病院、診療所、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、レントゲン技術者、獣医師、病理細菌検査技術者その他の職員に適用する。

ハ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	389,100
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,600
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	394,100
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	396,600
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	398,900
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	401,200
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	403,600
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	406,000
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	408,400
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	410,600
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	412,800
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	415,000
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	417,100
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	419,300
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	421,500
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	423,700
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,400	425,700
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,600	427,600
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,800	429,500
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,000	431,400
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,000	433,200
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,000	434,900
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,000	436,600
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,000	438,200
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	391,000	439,700
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	392,900	441,300
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	394,800	442,900
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	396,700	444,500
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	398,400	446,200
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	400,100	447,800
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	401,900	449,400
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	403,700	451,000
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	405,600	452,500
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	407,400	454,000
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	409,200	455,500
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	411,000	457,000

	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,500	412,700	458,300
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,100	414,400	459,200
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,700	416,100	460,100
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,300	417,700	461,000
	45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,900	419,200	462,000
	46	224,600	252,000	296,100	323,500	362,400	420,800	462,900
	47	226,100	253,400	297,600	324,900	363,900	422,400	463,800
	48	227,600	254,800	299,100	326,400	365,300	424,000	464,700
	49	228,900	256,200	300,500	327,700	366,800	425,700	465,700
	50	230,300	257,700	301,900	329,100	368,200	427,300	466,400
	51	231,700	259,100	303,300	330,400	369,600	428,900	467,200
	52	233,100	260,500	304,700	331,800	371,000	430,500	468,000
	53	234,400	262,000	306,200	333,200	372,500	432,000	468,900
	54	235,700	263,600	307,600	334,600	373,700	433,500	469,700
	55	237,000	265,200	309,000	336,000	374,900	435,000	470,500
	56	238,300	266,700	310,400	337,400	376,100	436,500	471,300
	57	239,500	268,300	311,600	338,600	377,400	437,800	472,200
	58	240,800	269,900	312,900	340,000	378,400	438,700	
	59	242,000	271,500	314,200	341,400	379,400	439,600	
	60	243,300	273,100	315,600	342,800	380,400	440,500	
	61	244,500	274,700	316,800	344,000	381,200	441,400	
	62	245,800	276,200	318,100	345,300	382,000	442,300	
	63	247,100	277,700	319,400	346,600	382,800	443,200	
	64	248,400	279,200	320,700	347,900	383,600	444,100	
	65	249,600	280,800	322,000	349,100	384,500	445,000	
	66	250,900	282,300	323,300	350,300	385,300	445,800	
	67	252,300	283,800	324,600	351,500	386,100	446,600	
	68	253,700	285,300	325,900	352,700	386,900	447,400	
	69	254,800	286,600	327,000	353,700	387,700	448,200	
	70	256,100	288,100	328,200	354,800	388,400		
	71	257,400	289,600	329,400	355,900	389,100		
	72	258,700	291,100	330,500	357,000	389,800		
	73	260,100	292,400	331,800	358,000	390,600		
	74	261,400	293,800	332,900	359,100	391,200		
	75	262,700	295,200	334,100	360,200	391,800		
	76	264,000	296,600	335,300	361,300	392,400		
	77	265,100	298,100	336,500	362,200	393,000		
	78	266,300	299,400	337,700	363,000	393,600		
	79	267,600	300,700	338,900	363,800	394,200		
	80	268,900	302,000	340,100	364,600	394,800		
再任	81	270,000	302,900	341,200	365,300	395,300		
用職	82	271,100	304,100	342,300	365,900	395,900		
員以	83	272,200	305,300	343,400	366,500	396,500		
外の	84	273,300	306,600	344,500	367,100	397,100		
職員								

85	274,200	307,700	345,600	367,800	397,600
86	275,300	308,900	346,600	368,400	398,200
87	276,400	310,100	347,600	369,000	398,800
88	277,500	311,300	348,600	369,600	399,400
89	278,600	312,600	349,700	370,100	399,800
90	279,600	313,800	350,500	370,700	400,400
91	280,600	315,000	351,300	371,300	401,000
92	281,600	316,200	352,100	371,900	401,600
93	282,600	317,400	352,900	372,400	402,100
94	283,600	318,200	353,600	372,900	
95	284,600	319,000	354,300	373,400	
96	285,600	319,800	355,000	373,900	
97	286,500	320,500	355,500	374,500	
98	287,300	321,200	356,000	375,000	
99	288,100	321,900	356,500	375,500	
100	289,000	322,600	357,000	376,000	
101	289,800	323,100	357,600	376,600	
102	290,600	323,700	358,100	377,100	
103	291,400	324,300	358,600	377,600	
104	292,200	324,900	359,100	378,100	
105	292,900	325,300	359,700	378,700	
106	293,400	325,800	360,200	379,200	
107	293,900	326,300	360,700	379,700	
108	294,400	326,800	361,200	380,200	
109	294,900	327,300	361,700	380,800	
110	295,300	327,700	362,200	381,300	
111	295,700	328,100	362,700	381,800	
112	296,100	328,500	363,200	382,300	
113	296,500	328,900	363,700	382,900	
114	296,900	329,300	364,200		
115	297,300	329,700	364,700		
116	297,700	330,000	365,100		
117	298,000	330,300	365,500		
118	298,400	330,700	366,000		
119	298,800	331,100	366,500		
120	299,200	331,500	367,000		
121	299,500	331,700	367,400		
122	299,900	332,100	367,900		
123	300,300	332,500	368,400		
124	300,700	332,900	368,900		
125	300,900	333,100	369,300		
126	301,300	333,500			
127	301,700	333,900			
128	302,100	334,300			

129	302,300	334,600					
130	302,700	335,000					
131	303,100	335,400					
132	303,500	335,800					
133	303,700	336,100					
134	304,100	336,500					
135	304,500	336,900					
136	304,900	337,300					
137	305,100	337,600					
138	305,500	338,000					
139	305,900	338,400					
140	306,300	338,800					
141	306,500	339,100					
142	306,900	339,500					
143	307,300	339,900					
144	307,700	340,300					
145	307,900	340,600					
146	308,300	341,000					
147	308,700	341,400					
148	309,100	341,800					
149	309,300	342,100					
150	309,600	342,500					
151	309,900	342,900					
152	310,200	343,300					
153	310,600	343,600					
154	310,900						
155	311,200						
156	311,500						
157	311,900						
158	312,200						
159	312,500						
160	312,800						
161	313,200						
162	313,500						
163	313,800						
164	314,100						
165	314,500						
166	314,800						
167	315,100						
168	315,400						
169	315,800						
再任用職員	233,800	258,600	266,000	276,400	293,600	331,700	377,500

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員に適用する。

教育職給料表

イ 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	192,800	254,100	330,600	423,100
	2	150,300	194,500	256,900	332,900	425,000
	3	151,800	196,200	259,700	335,200	426,900
	4	153,300	197,900	262,500	337,500	428,800
	5	154,900	199,700	265,100	339,800	430,700
	6	156,800	201,400	267,800	342,100	432,600
	7	158,600	203,100	270,400	344,400	434,500
	8	160,400	204,800	273,000	346,700	436,400
	9	162,200	206,600	275,600	348,900	438,200
	10	164,300	208,500	278,300	351,100	440,000
	11	166,300	210,400	281,000	353,300	441,900
	12	168,300	212,300	283,700	355,500	443,800
	13	170,300	214,000	286,400	357,700	445,600
	14	172,500	216,000	289,100	359,700	447,500
	15	174,700	218,000	291,800	361,800	449,400
	16	176,900	220,000	294,500	363,900	451,300
	17	179,200	221,900	297,200	365,900	453,100
	18	181,800	224,600	299,900	367,900	455,000
	19	184,300	227,300	302,600	369,900	456,900
	20	186,800	230,000	305,300	371,900	458,800
	21	189,300	232,800	308,000	374,000	460,600
	22	191,000	235,700	310,700	376,000	462,500
	23	192,700	238,600	313,400	378,000	464,400
	24	194,400	241,500	316,100	380,000	466,200
	25	195,900	244,300	318,800	381,600	468,000
	26	197,600	247,100	321,200	383,500	469,700
	27	199,300	249,900	323,600	385,400	471,400
	28	201,000	252,700	326,000	387,300	473,100
	29	202,500	255,500	328,400	389,200	474,900
	30	204,200	258,100	330,500	391,200	476,600
	31	205,900	260,700	332,700	393,200	478,200
	32	207,600	263,300	334,900	395,200	479,900
	33	209,200	265,700	337,100	397,100	481,600
	34	211,000	268,300	339,300	398,800	482,600
	35	212,800	270,800	341,500	400,500	483,600
	36	214,600	273,300	343,700	402,300	484,600
	37	216,300	275,800	345,900	403,900	485,700
	38	218,100	278,400	348,100	405,500	486,700
	39	219,900	281,000	350,300	407,100	487,700
	40	221,700	283,600	352,500	408,700	488,700
	41	223,600	286,100	354,700	410,400	489,800
	42	225,400	288,700	356,800	412,000	490,800
	43	227,200	291,200	358,900	413,600	491,800
	44	229,000	293,700	361,000	415,200	492,800
	45	230,900	296,000	363,100	416,900	493,900
	46	232,600	298,700	365,200	418,500	
	47	234,300	301,400	367,200	420,100	
	48	236,000	304,100	369,300	421,700	
	49	237,600	306,600	371,200	423,400	
	50	239,300	309,100	373,100	425,000	
	51	241,000	311,600	375,100	426,600	
	52	242,700	314,100	377,100	428,200	

再 用 員 外 職 任 職 以 の 員	53	244,100	316,500	379,100	429,900
	54	245,800	318,700	380,900	431,500
	55	247,400	320,900	382,700	433,100
	56	249,100	323,100	384,500	434,700
	57	250,600	325,400	386,200	436,400
	58	252,200	327,600	387,900	438,000
	59	253,800	329,800	389,600	439,500
	60	255,400	331,900	391,300	441,100
	61	257,000	334,100	393,000	442,800
	62	258,600	336,300	394,500	444,400
	63	260,200	338,500	396,000	446,000
	64	261,700	340,700	397,400	447,600
	65	263,200	342,900	398,900	449,300
	66	264,900	345,100	400,400	450,900
	67	266,500	347,300	401,900	452,500
	68	268,200	349,500	403,400	454,100
	69	269,700	351,500	404,900	455,700
	70	271,200	353,600	406,300	457,300
	71	272,700	355,700	407,700	458,900
	72	274,200	357,800	409,100	460,500
	73	275,500	359,600	410,500	462,000
	74	276,900	361,500	411,900	463,000
	75	278,300	363,500	413,300	464,000
	76	279,700	365,400	414,700	465,000
	77	281,100	367,400	416,100	465,800
	78	282,300	369,100	417,500	466,800
	79	283,500	370,800	418,800	467,800
	80	284,700	372,500	420,200	468,800
81	286,000	374,200	421,600	469,600	
82	287,200	375,700	422,900		
83	288,400	377,200	424,200		
84	289,600	378,700	425,500		
85	290,900	380,200	426,800		
86	292,100	381,700	428,000		
87	293,300	383,200	429,200		
88	294,500	384,700	430,400		
89	295,700	386,100	431,600		
90	296,900	387,500	432,700		
91	298,100	388,900	433,800		
92	299,300	390,300	434,900		
93	300,100	391,800	436,000		
94	301,300	393,100	437,100		
95	302,500	394,400	438,200		
96	303,700	395,700	439,300		
97	304,700	397,100	440,400		
98	305,800	398,100	441,200		
99	306,900	399,200	442,000		
100	308,000	400,300	442,800		
101	308,900	401,400	443,600		
102	310,000	402,500	444,200		
103	311,100	403,600	444,800		
104	312,200	404,700	445,400		
105	313,100	405,600	445,900		
106	314,000	406,600	446,500		
107	314,900	407,600	447,100		
108	315,800	408,600	447,700		

	109	316,800	409,500	448,300		
	110	317,400	410,400			
	111	318,000	411,300			
	112	318,600	412,200			
	113	319,300	412,900			
	114	319,800	413,700			
	115	320,300	414,500			
	116	320,800	415,300			
	117	321,400	416,100			
	118	321,900	416,900			
	119	322,400	417,600			
	120	322,900	418,400			
	121	323,500	419,200			
	122	324,000	419,700			
	123	324,500	420,200			
	124	325,000	420,700			
	125	325,600	421,100			
	126	326,000	421,600			
	127	326,400	422,100			
	128	326,800	422,600			
	129	327,100	423,000			
	130	327,500	423,500			
	131	327,900	424,000			
	132	328,300	424,500			
	133	328,500	424,900			
	134	328,800	425,400			
	135	329,100	425,900			
	136	329,400	426,400			
	137	329,800	426,800			
	138	330,000				
	139	330,300				
	140	330,600				
	141	330,900				
	142	331,200				
	143	331,500				
	144	331,800				
	145	332,100				
	146	332,400				
	147	332,700				
	148	333,000				
	149	333,200				
	150	333,500				
	151	333,800				
	152	334,100				
	153	334,300				
再任用職員		234,700	278,600	308,000	336,700	423,100

備考

- 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額はこの表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	164,400	254,100	285,600	412,700
	2	150,300	166,500	256,900	288,700	414,300
	3	151,800	168,600	259,700	291,800	415,900
	4	153,300	170,800	262,500	294,900	417,500
	5	154,900	172,800	265,100	297,600	419,200
	6	156,800	175,000	267,800	300,700	420,800
	7	158,600	177,200	270,400	303,800	422,400
	8	160,400	179,400	273,000	306,900	424,000
	9	162,200	181,700	275,600	309,900	425,500
	10	164,300	184,500	278,300	312,800	426,900
	11	166,300	187,200	281,000	315,700	428,300
	12	168,300	189,900	283,700	318,600	429,700
	13	170,300	192,800	286,400	321,400	431,100
	14	172,500	194,500	289,100	323,700	432,500
	15	174,700	196,200	291,800	326,000	433,900
	16	176,900	197,900	294,500	328,300	435,300
	17	179,200	199,700	297,200	330,600	436,600
	18	181,800	201,400	299,900	332,900	438,000
	19	184,300	203,100	302,600	335,200	439,300
	20	186,800	204,800	305,300	337,500	440,700
	21	189,300	206,600	308,000	339,800	442,000
	22	191,000	208,500	310,700	342,100	443,400
	23	192,700	210,400	313,400	344,400	444,800
	24	194,400	212,300	316,100	346,700	446,200
	25	195,900	214,000	318,800	348,900	447,500
	26	197,500	216,000	321,200	350,800	448,800
	27	199,100	218,000	323,600	352,700	450,100
	28	200,700	220,000	326,000	354,600	451,400
	29	202,400	221,900	328,400	356,500	452,700
	30	204,100	224,600	330,500	358,400	453,900
	31	205,800	227,300	332,700	360,200	455,100
	32	207,500	230,000	334,900	362,100	456,300
	33	209,000	232,800	337,100	363,900	457,500
	34	210,700	235,700	339,200	365,700	458,400
	35	212,400	238,600	341,300	367,500	459,300
	36	214,100	241,500	343,400	369,300	460,200
	37	215,700	244,300	345,500	371,200	461,100
	38	217,400	247,100	347,500	372,800	462,000
	39	219,100	249,900	349,500	374,400	462,900
	40	220,800	252,700	351,500	376,000	463,800
	41	222,600	255,500	353,500	377,400	464,700
	42	224,400	258,100	355,300	378,900	465,600
	43	226,200	260,700	357,100	380,400	466,500
	44	228,000	263,300	358,900	381,900	467,400
	45	229,900	265,700	360,700	383,500	468,300
	46	231,600	268,300	362,400	385,100	
	47	233,300	270,800	364,100	386,700	
	48	235,000	273,300	365,700	388,300	
	49	236,700	275,800	367,200	389,800	
	50	238,400	278,400	368,800	391,300	
	51	240,100	281,000	370,500	392,800	
	52	241,800	283,600	372,200	394,300	

	53	243,100	286,100	373,900	395,900
	54	244,800	288,700	375,400	397,300
	55	246,400	291,200	376,900	398,600
	56	248,100	293,700	378,400	399,900
	57	249,600	296,000	379,900	401,400
	58	251,100	298,700	381,300	402,800
	59	252,600	301,400	382,700	404,200
	60	254,100	304,100	384,100	405,600
	61	255,700	306,600	385,400	406,900
	62	257,200	309,100	386,700	408,300
	63	258,700	311,600	388,000	409,700
	64	260,100	314,100	389,300	411,100
	65	261,400	316,500	390,600	412,300
	66	263,000	318,700	391,800	413,500
	67	264,600	320,900	393,000	414,700
	68	266,100	323,100	394,200	415,900
	69	267,800	325,400	395,400	417,000
	70	269,300	327,600	396,600	418,200
	71	270,800	329,800	397,700	419,400
	72	272,300	331,900	398,900	420,600
再任用職員以外職	73	273,600	334,100	400,100	421,600
	74	274,900	336,300	401,200	422,400
	75	276,200	338,500	402,300	423,200
	76	277,500	340,700	403,400	424,000
	77	278,900	342,700	404,500	424,900
	78	280,100	344,600	405,500	425,700
	79	281,300	346,500	406,500	426,500
	80	282,500	348,400	407,500	427,300
	81	283,800	350,200	408,500	428,100
	82	285,000	352,000	409,300	428,800
	83	286,200	353,800	410,100	429,500
	84	287,400	355,600	410,900	430,200
	85	288,500	357,100	411,700	430,900
	86	289,500	358,800	412,500	431,600
	87	290,500	360,500	413,300	432,300
	88	291,500	362,100	414,100	433,000
	89	292,600	363,800	414,900	433,700
	90	293,500	365,100	415,600	434,400
91	294,400	366,500	416,300	435,100	
92	295,300	367,900	417,000	435,800	
93	295,800	369,400	417,600	436,300	
94	296,600	370,700	418,300	437,000	
95	297,400	372,000	419,000	437,700	
96	298,200	373,300	419,700	438,400	
97	299,100	374,700	420,400	438,900	
98	299,900	375,800	421,000		
99	300,700	376,900	421,600		
100	301,500	378,000	422,100		
101	302,400	379,200	422,600		
102	302,900	380,300	423,200		
103	303,400	381,400	423,800		
104	303,900	382,500	424,300		
105	304,400	383,500	424,700		
106	304,800	384,500	425,300		
107	305,200	385,400	425,900		
108	305,600	386,400	426,400		

	109	305,800	387,300	426,900		
	110	306,200	388,300			
	111	306,600	389,300			
	112	307,000	390,300			
	113	307,200	391,100			
	114	307,500	392,000			
	115	307,800	392,900			
	116	308,100	393,800			
	117	308,400	394,800			
	118	308,700	395,600			
	119	309,000	396,400			
	120	309,300	397,200			
	121	309,500	397,900			
	122	309,800	398,700			
	123	310,100	399,500			
	124	310,400	400,300			
	125	310,600	401,000			
	126		401,700			
	127		402,400			
	128		403,100			
	129		403,900			
	130		404,600			
	131		405,300			
	132		406,000			
	133		406,500			
	134		407,100			
	135		407,700			
	136		408,300			
	137		408,700			
	138		409,300			
	139		409,900			
	140		410,500			
	141		410,900			
	142		411,500			
	143		412,100			
	144		412,700			
	145		413,100			
	146		413,700			
	147		414,300			
	148		414,900			
	149		415,300			
再任用職員		225,800	275,200	302,900	329,800	412,700

備考

- 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別記第 2

特定任期付職員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	543,000
5	620,000
6	724,000
7	848,000

別記第 3

第 1 号任期付研究員の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	398,000
2	459,000
3	522,000
4	608,000
5	707,000
6	808,000